

金錢債務の履行遅滞と特別損害賠償

—イギリスの場合—

西 牧 駒 蔵

目 次

- 第一章 序論
- 第二章 イギリスの金錢債務履行遅滞の特別損害賠償責任に関する判例
- 第三章 結語

〔注〕

第一 章 序 論

金錢債務の履行遅滞の場合、債権者が元本及び履行遅滞による損害賠償である約定利息の返済を訴訟でかちとったとしても（民四一九条一項）、弁護士費用の請求は認められていない（最判昭和四八・一〇・一一判時七二三号四四頁）。学説も債権者が法定利率による遅延利息以外に損害があることを証明して賠償を請求することができないと解する（通説⁽²⁾）。

ちなみに右の例で契約を解除した後、損害賠償を請求すれば（民五四五条三項）、代金債務の遅滞でなく填補賠償

の問題になるから、四一九条一項の適用なく実損害を請求できる（大判大正五・一〇・二七民録二二輯一九九頁）。法律に別段の定めがある場合、即ち金銭出資遅滞の場合（民六六九条）、受任者の金銭消費の責任（民六四七条）、手形の拒絶証書の費用、通知の費用の請求（手四八条一項）、に利息以外の損害賠償責任や費用請求を認めている。損害賠償額の予定も合意により、約定利息よりも高い利率を定めたり一定額の給付を約束することができる。

弁護士費用が民四一六条一項にいう通常生ずべき損害であるといわれている。⁽³⁾

さて金銭債務の履行遅滞による損害賠償の範囲が前述のように約定利息（民四一九条一項）に限られる日本と違い、遅延利息に含まれない損害の賠償を認める国が多い。フランスで一九〇〇年の法改正前の判例が、債務者の過失（フォート）を要件に実損害の賠償を認めた（訴訟に要した費用、債権者がやむをえず他から借金をした場合の利息との差額、生活が困窮したことにより生じた損害など）。一九〇〇年の改正で条文を追加し、履行遅滞そのもの以外の損害が生じ債務者の害意によることを要件とした結果、狭い範囲でしか実損害の賠償が認められない。ドイツで当初から明文で遅延利息を超える損害の賠償を認めていた（ド民二八八条一項）。債務者の帰責事由を必要とする（ド民二八五条）。（債権者が他から高利で金銭を借りた場合の利息と遅延利息との差額、遅滞がなければそれを高利で運用したことによる利益、外国金銭債権において遅滞中に為替相場が変動したことによつて生じた為替差損、保険者が被保険者に保険金を支払わないとために被保険者が第三者（被害者）から訴えられたことによつて生じた費用など）判例）。イススも遅延利息を超える損害の賠償を認めるが（ス債一〇六条一項）、遅延利息の場合と異なり債務者に、責に帰すべき事由の不存在を主張して免責を認める。イタリア民法一二三四条、英米法もほぼ同様である。⁽⁴⁾

そこでイギリスの状況につき若干の整理をし、民法四一九条一項の解釈のなにがしかの参考に供することが本稿の

目的である。素材は二つの判例である。^(a)

第一章 イギリスの金銭債務履行遅滞の特別損害賠償責任に関する判例

一、イギリスで金銭債務履行遅滞の場合に、特別損害賠償 (special damages) が問題となつた二つのケースに、
Trans Trust S.P.R.L. v. Danubian Trading Co. Ltd. [1952] 2 Q.B. 297 がある。以下詳しく述べる。

事案は、ある量の鋼鉄売買契約が被告（買主）と原告（売主）の間に結ばれた。原告が訴外A社（ベルギーの会
社）から鋼鉄を購入する予定であった。鋼鉄のメーカーがA社に選択売買権^(b) (option to buy) を与えていた。原告
も被告もA社も鋼鉄引渡しを保証するために要る金銭をメーカーに提供できなかつた。被告がその鋼鉄を売る契約を結
んでいた買主のアメリカの会社により、ブリュッセル銀行で開設される確認済信用状^(c) (confirmed credit) に基で
き、船舶取引契約書と引換えに現金で被告による支払がA社を受取人としてなすべき旨の条項が、原告・被告間の契
約の一条項であつた。信用状開設ができず結果として、被告が契約を履行拒絶した。直ちに原告が契約違反の損害賠
償額として被告に、取引が成功していたら得べかりし利益を訴求した。さらに原告がA社から請求され回復される損
害賠償につき被告に補償を訴求した。履行拒絶当時の鋼鉄の市価が契約価格より高騰した点は争いがない。

第一審マクネア審理裁判官の判決。原告の得べかりし利益が原告の無資力の結果生じても遠すぎない」といへ (not
too remote)。けだし得べかりし利益が契約違反から生じうただと当事者に合理的に予見されていたから。ものに原
告がAから回復されるかもしれない損害賠償も被告から補償されるべきだという宣言を審理裁判官が与えた。

被告が控訴した。控訴裁判所判決。契約違反の場合に原告の損失が、取引に基づく原告の得べかりし利益である」

説論

とを当事者が予見していたに違いないから、原告自らの無資力から生じた損失であるうともそれを回復する請求権がある。原告にある。さらに、鋼鉄を入手するために A 社が信用貸付 (the credit) をあてにしていたとは被告にその認識がない、A 社が原告に特別損害賠償を請求するだらうと当事者が予見したはずもない。この損害が回復できるとしても原告が被告から補償されるとの宣言⁽⁶⁾は正しくない。結局審理裁判官 (マクネア判事) の判決が一部認容一部破棄された。以上がこの事件の概略である。

ここでとり上げたい点は次のことである。被告が本件で信用状を提供できなかつたのは代金支払の債務不履行 (履行遅滞) のことであり、金銭支払の債務不履行の場合に唯一の回復できる損害は利息であると反論した点である。⁽⁷⁾ この点は第一審 (高等法院) のマクネア裁判官が、金銭支払の債務不履行の場合、通常回復される損害賠償を制限する特別なルールが、道理に合わず (Wallis v. Smith case のシッヘル記録長官の言葉 (21 Ch. D. 243, 257))、本ルールの適用されうる事件に限つて適用され、本件 Trans Trust case の事案に適用されない、本件は信用状の提供の保証の債務不履行であり金銭支払の履行遅滞でないと述べ ([1952] 1K.B. 288)、また控訴審でソマベル卿裁判官 (L.J.) が「動産の売買につき買主が信用貸付の開設を履行せず、購入価格の提供もせず、やらに履行拒絶とも認められえ、認められるなし、唯一の損害が利息であるとの上の原則 (principle) は適用の余地がない。売主は利息のみならず、一応の算定基準⁽⁸⁾に従うか、もしあれば特別事情を考慮し算定される損害賠償額にも請求資格がある。たとえ信用貸付開設の失敗が金銭支払の債務不履行とみても、被告のいう原則が本件に適用のないことを裏付けているようである」 ([1952] 2Q.B. 302)。金銭債務の履行遅滞の場合、利息 (interest) ののみならず、契約違反 (breach of contract) から生じる損害賠償請求がコモンロー上許されるとの提言がいになされてい。

同じ事件の一一名の担当裁判官の意見はどうか。デニンガ卿裁判官が「本件の契約違反が金銭支払の債務不履行であり、コモンローが損害賠償を認めたことがないといわれた。コモンローがそんな厳格な立場を採ったと思わない。最近の制定法の出現まで疑いなく利息の裁定が拒否された（London, Chatham ケース⁽¹³⁾）。利息が『一般に当事者の予見の範囲内に存しないと推定される』からである（Bullen & Leake, *Precedents of Pleadings* 3rd ed., at p. 51）。

これが金銭の不払に損害賠償が拒絶される唯一の真の根拠であると思う。その結果では概して遠すぎるかいいである。しかし四回の状況から契約時に金銭不払の結果として（利息以外の）特別損失が予見できるならば、その損失が回復されると思う」（[1952] 2Q.B. 306）。

デニング卿裁判官は契約時の予見可能性⁽¹⁴⁾を前提にして利息以外の特別損失の請求が許されるとの説を展開し、従来のコモンロー上の立場に疑問を投げている。もう一人のローマ卿裁判官は、「金銭不払の損害賠償が決して回復されないという見解に、賛成する用意はない。私はデニング卿裁判官と同意見である。取引締結時に被告の債務不履行（default）より生じた原告の損失が、ある事情の下で合理的に当事者に予見されたのであれば、損害賠償が回復されて当然である」（[1952] 2Q.B. 307）。

ローマ卿裁判官もデニンガ卿裁判官に賛成し、契約時に予見されたことを要件に、その損害賠償を認めて、従来のコモンロー上の見解を批判している。

二、次に素材とする事件は、Wadsworth v. Lydall [1981] 1 W.L.R. 598 である。
事案と判決要旨を掲げる。

被告は酪農場の持主だが原告と略式の組合契約を結び、農業保有権が組合に出資され原告が農家に居住し、農業を営むことになった。が、組合の解散にあたり合意が結ばれ、特に、原告が一九七六年五月一五日かそれ以前に農場を

説明渡し被告から一万ポンドを受領すると定めた。五月一〇日原告が五日内に一万ドルを受領すると期待して、ほかに資本を有しないので、Gと財産を購入する契約を結んだ。購入価格一万ポンドが履行として支払われる予定になつた。五月一五日に原告が農場を明渡したが、一万ポンドが支払われなかつた。七月二一日にGの事務弁護士から二八日の論

履行の通知が届いた。一〇月に入り原告は七千二百ポンド受領し、Gに渡し、残金をGから譲渡抵当権を設定して借りた。原告がその法定費用を支わなければならなかつた。原告が被告を相手に訴訟を提起し特別損害賠償額を請求した。内訳はGに支払つた履行遅滞による利息三三五ポンド、譲渡抵当権設定費用一六ポンド一一〇ペソスであった。第一審(高等法院)スミス裁判官が損害賠償⁽¹⁷⁾を裁定したが、上の二つの項目の損害賠償を遠すぎると(too remote)として認めなかつた。原告が控訴した。

スミス裁判官が認めなかつた損害賠償の二項目が回復されるか否かの論点について。控訴審判決—控訴認容。曰く、損失が遠すぎなければ、契約に基づく金銭債務の履行遅滞の結果、一方の当事者がこうむる損失の特別損害賠償額の請求資格がある。その目的的契約の下で支払われうる一万ポンドを消費して、別の農場か小自作農地を入手する必要が原告にあると被告が認識していたか、認識すべきであつたから、三三五ポンドと一六ポンド一一〇ペソスの請求が遠すぎないし被告が支払うべきである、と。スミス裁判官の命令が変更された。

以上が本件の概要である。争点は、原告が被告に請求した損害賠償(金銭債務)のうち、被告が履行遅滞した損害賠償(金銭債務一万ポンド)が裁定(認定)されたが、原告がGに対し履行遅滞した利息負担三三五ポンドと譲渡抵当権の法定費用一六ポンド一一〇ペソスが特別損害賠償として、Hadley v. Baxendale のルールを適用して回復できるか否か、である。

スミス裁判官（第一審）が特別損害賠償を認めなかつた理由はなにか。それは因果関係が遠すぎる（too remote）のだった。そこで、判決の下で回復される総額についてなら、利息を裁定したのである。

二審の控訴裁判所のブライトマン卿裁判官がこの点に反論している。原告が請求した（特別）損害は因果関係が遠すぎだ（not too remote）。証拠からはつきり推定できる。原告が一九七六年一月の契約の交渉時に（組合の解散時の清算に関する交渉のこと）、住居と農業（business）のために他の農場か小自作農地を入手する必要があり、購入資金として解散の契約の下で受け取る一万ポンドを購入資金に当てようとしていた事実を被告が熟知していた。一万ポンドが支払われないと原告が他から借りる必要があつたか、売主に（遅延の）利息を支払わねばならないか、あるいは別の方法で金融貸付を確保する必要があつたことを、被告が認識していたか、認識していたはずである（ought to have known）。もし当事者の注意が契約違反の結果に向けられたならば、非常に可能性が高いものと当事者に予見されていたはずである（[1881] 1 W.L.R. 598, 602）。

次にブライトマン卿裁判官が被告の根拠を検討して次のようにいう。被告はこの結論を否定するため、London, Chatham and Dover Railway Co. v. South Eastern Railway Co. [1893] A.C. 429⁽¹²⁾ の貴族院判決に依拠する。この原則（損害賠償として利息が認められないこと）に拘束され、今日 Law Reform (Miscellaneous Provisions) Act 1934, S. 3. の下で利息が裁定されうるが、未払の負債額に損害賠償が裁定されえないものであると。被告の立場では、もし訴提起以前に支払われた七千一百ポンドに利息が裁定されないとなると（この点は原告が承服する）、原告が被る損害をカバーしきるだけの利息が上述の法律の下で支払われえないことになる。

説論

ケース) が当裁判所を拘束するとと思えない。右のケースで貴族院が特別損害賠償の請求に関心がなかった。右のケースは計算訴訟 (action for an account) であり、貴族院の関心はあつぱら一般的損害賠償の方法を借りた利息の請求権の是非にあつた。もし原告の側で、被告側の契約債務の不履行の結果として特別損害 (special damage) を被つた旨を答弁し立証がであらんじて、かついの損害が Hadley v. Baxendale (1854) 9 Exch. 341 の原則に照らして因果関係が遠ずあらんじて、ひつがそらえば、被告の債務が金銭債務であり他の債務でないとどうだけで、特別損害が回復でない論理的理由があつたく分からぬ。この見解の支持を、Trans Trust S.P.R.L. v. Danubian Trading Co. Ltd. ([1952] 2 Q.B. 297) の傍論に見い出す。(このケースは) 上述した如く第一の判例素材として事件の概要をやうに述べ各裁判官の意見にもふれた(一筆者注)二名裁判官の傍論を次に掲げる。

くり返しになるとおもうがデーリング卿裁判官の判決 ([1952] 2 Q.B. 297, 306) に1節をみる。「(この) 契約違反は金銭支払の履行遅滞でありコモンロー上決してその損害賠償が認容された」とがなかつたと陳述された。コモンローがそういう厳格な觀点をかつて定めたとは思はない。最近まで利息裁定が拒否されたのは疑いがない (London, Chatham and Dover Railway Co. v. South Eastern Railway Co. [1893] A.C. 429)。しかしその根拠は、利息が「当事者には見られない」一般に推定される」からである。又、Bullen & Leake, Precedents of Pleadings, 3rd ed., p. 51. いわいこそ金銭不払に損害賠償が拒否されうる唯一の真の根拠であると考える。そういう結果では原則として遠ずあらん。しかし四則の状況から契約時に金銭不払の結果として(利息以外の) 特別損失が予見できぬならば、その損失が回復されえて当然だと考える。しかしこの点につき強硬な結論に達する必要はない。信用貸付の提供が金銭支払と異なるものとみなし、たとえあっても金銭支払に関した特別準則 (special rules) に従わないとみる

から。」同じ Trans Trust ケースでローマ卿裁判官が述べてゐる ([1952] 2 Q.B. 306, 307)。「決して金銭不払の損害賠償が回復されないという見解に、賛成する用意は……ない。私はデニング卿裁判官と同意見である。契約締結時に被告の債務不履行 (default) より生じた原告の損失が、ある事情の下で合理的に当事者に予見されたのであれば、損害賠償が回復されて当然である。」

この1名の裁判官の傍論のあとに、プライトマン卿裁判官が私見を述べる。差し迫った状況の原告が請求した損害賠償額三三五ポンド及び一六ポンド一〇〇パーセントは認容されて当然だった。これは特別損害賠償として主張されている。今述べた理由からこれらは因果関係が遠すぎない。当裁判所（控訴裁判所一筆者注）が損害賠償訴訟で使う通例の原則 (ordinary principles) に照へしでこれらの損害賠償は回復されると考えらる。London, Chatham ケースに従つても本件の結論が出ると思わない。今読み上げた1節にテニングとローマ卿裁判官がためらいながら表明した見解をコモンローとして採用したい ([1981] 1 W.L.R. 598, 604)。

次にレーブ裁判官はこれと同意見である。

オルムロッド卿裁判官が最後に意見を述べている。次のようにいふ。一万ポンドの履行遅滞により原告の負担に帰した（譲渡抵当権の法定）費用 (cost) の損害賠償という興味ある問題につき一言述べる。第一の問題はこの損害＝コストが遠すぎるか、である。H. Parsons (Livestock) Ltd. v. Uttley Ingham & Co. Ltd. [1978] Q.B. 791 の控訴裁判所（当裁判所）の判決で詳しく説かれたテストが因果関係のテストを示すのである。記録長官デニング卿がまとめて次のように述べる (p. 801)。

「契約違反の場合、契約締結時に合理的な人ならばその結果を、かなり高い程度の蓋然性をもつて予見したかを考

説
慮しなければならない。」

同ケース (H. Parsons ケース) でスカーマン卿裁判官が同じ論点をやや異なる仕方で指摘している（八〇七頁）。「それ故裁判所の仕事は、契約締結時にもし契約違反を意図したら当事者に予見されて当然だと合理的に推定される原告の損失が何かを決定することである。」

さらにオムロッド卿裁判官はつづける。これは客観テストである。要は被告個人が何を認識していたか、予見していたか、でなくて、合理的な人ならこの被告のおかれた状況で何を予見したはずだったかである。本件 (Wadsworth v. Lydall) でこの被告が原告の状況を予見しなかつたし熟知しなかつたとはとうてい思われないと私は認定する。

原告と家族のため宿泊設備を手に入れるためこの一万ポンドを原告があてにしていた事實を認識していたはずである。さらに被告が知らなかつてもこの事實を見る一九七六年当時の合理的な人なら、一万ポンドが原告にきわめて重要であり、即座に一万ポンドが手に入らないと他に金融源を手配するのに出費を余儀なくさせられる（もし手配が可能ならば）との結論にしか到達しないだろうに。因果関係が遠すぎることにつきスミス裁判官に反対する場合に何の困難も見い出せないと ([1981] 1 W.L.R. 598, 604)。

三、こうしてイギリスでは契約違反の履行遅滞の場合に、判例で特に金銭債務の履行遅滞の場合に、遅延賠償たる利息（一般損害）に加えて予見可能性を要件として特別損害賠償の請求を許していることが知られるわけである。

ひるがえって、日本で金銭債務の履行遅滞の場合、特則として民四一九条は四一六条と違つて、一項で遅延賠償として一定の法定利息しか与えない。これ以上の損害賠償は別段の規定か損害賠償の予定等のある場合しか許されないようみえる。その立法趣旨は、ボワソナードは賠償範囲を法定利率による遅延損害に限定する代りに、それについ

ては不可抗力を免責事由としえないとしたという⁽²⁰⁾旧民法財産編三九二条が、不可抗力による免責を認めないとする点について何ら修正されることなく現行規定に受け継がれており、旧民法についての以上のような説明は本条の説明として妥当しよう。⁽²¹⁾

しかしボワソナードが念頭に置いていたのは不可抗力の抗弁を認めるべきでないような損害としての遅延利息であり、故意・過失を要件として遅延利息以外の損害を認めるについては必ずしも明確に反対していたとはいえない⁽²²⁾のみならず現実に金銭債務の債権者に遅延利息以外の損害の賠償を認める必要も存する。任意に支払わない債務者に対して訴を提起するに要した費用、弁護士費用、債権取立の費用などである（注釈民法10六六四頁）。

四、金銭債務の履行遅滞の場合に、遅延利息以外の損害（実損害・特別損害）を認める説が立法論でなく解釈論の異説として有力化している（阿部徹⁽²³⁾）。弁護士費用に関連して一、三の学説をすでに掲げた（注（2）参照）が次のようにわかれている。

(1)民四一九条は通常生すべき損害についての規定であり特別の損害についてはこの限りでない（四一六条二項参考照）とするもの。⁽²⁴⁾

(2)債務者に故意（平井説）または過失（能見説）があるときは実損害についての賠償が可能と解する余地があるとするもの。⁽²⁵⁾

(3)信義則によって債務者に本条の援用を禁止し、債権者に実損害の主張・立証の余地を残すべきだとするもの。⁽²⁶⁾

民四一九条は法定あるいは約定利率による遅延賠償についての特則とみて債権者は損害の立証責任を負わざる債務者は不可抗力の抗弁を許されないが、債権者は四五一条・四一六条で他の損害の賠償請求をなしうるが債務者は「責に

説

帰すべからざる事由」の抗弁が許されると解すべきであろう（ス債務法一二二一条）⁽²⁷⁾。金銭債務の履行遅滞の場合に遅延利息しか認めない通説の立場においても、債務者の支払拒絶が不法行為を構成する場合には、その賠償範囲は法定利率による遅延利息に限られないことになるとの指摘（能見・注釈民法⑩六六四頁）があり、この立場は右の分類のうち(2)の学説に近いもの（あるいは(2)の学説そのもの）のようにおもわれる。遅延利息は民四一九条で請求し、これ以外の損害賠償は民法七〇九条で請求するのであろうか。そして時効の取扱いでは別々に取扱うことになるのであろうか。

第三章 結 語

イギリスの判例を二件とり上げ、金銭債務の履行遅滞の場合に利息以外の特別損害賠償を認めるようになった、イギリス法の事情を見ることができた。

日本でも右に見た如く立法論よりも解釈論として、利息以外に実損害を認める説が出現するまでに至っている。ここで、かつて実損害が否定された判例の事案に立ち返り、当事者の利益関係を検討し從来の解決の結論の当否をあらためて吟味しなおしてはどうであらうかとおもわれる。こと特別損害賠償に関する限り金銭債務とこれ以外の債務とを別異に解すべき理由はなくなりつつあるのではないか。「金銭はその使用方法に大変変化があり、その結果も大変に差異があり、裁判所はその認定に「大困難」をこうむるから」（損害を立証しても一定額におさえた）という理由は金銭債務に特に限られないだらう。⁽²⁸⁾

金錢債務の履行遅滞と特別損害賠償

[注]

(1) 山田紘一郎「弁護士費用」法律時報四九巻三号、法律時報四九巻六号。該当頁は、四九巻六号一四五頁一四六頁。最判昭和四八年一〇月一一判例時報七二三号四四頁が、金錢債務不履行については民四一九条により遅延損害のみ請求でき、それ以上の損害を立証しても請求できない、また民四八五条の取立費用にも当たらない、とする。

(2) 我妻栄・新訂債権総論一三八頁(昭和四二年)、於保不二雄・債権総論(新版)一五一頁、星野英一・民法概論III八二頁、柚木馨・高木多喜男・判例債権総論(補訂版)一四七頁。これに対し、民四一九条一項を通常生ずべき損害に限るとし、特別の損害は立証してその賠償を請求しうるとする説がある(山中康雄・債権総則講義一〇二頁、石田文次郎・債権総論四四頁、東孝行「弁護士費用の賠償」判タ二八一号五九頁)。篠塚昭次・注釈民法(2)四九頁)。なお山田・前掲書は弁護士費用負担を「損害概念の範疇を超えた別個異質の損害である」から、民四一九条の従来の損害に関する規定と同一の平面で論じられないといふ(前掲書四九巻六号一四六頁)。

(3) 最判昭和四四年二月七民集二三巻二号四四一頁が、「現在の訴訟は……専門化され……従つて相手方の故意又は過失によつて自己の権利を侵害された者が損害賠償義務者たる相手方から容易にその履行を受け得ないため、自己の権利擁護上、訴を提起することを余儀なくされた場合においては、(弁護士に委任する必要がある)……弁護士費用は、事案の難易、請求額、認容された額その他諸般の事情を斟酌して相当と認められる額の範囲内のものに限り、右不法行為と相当因果関係に立つ損害というべきである。」この判決の基本思想に合致する限り、弁護士費用のうちの相当額を債務不履行による損害賠償請求事件でも、損害の一部として是認される(奥田昌道・債権総論II二〇八頁)。交通事故、公害(医療過誤による不法行為訴訟以外の金錢債務を除く債務不履行訴訟(医療過誤や労災事故(安全配慮義務違反))に弁護士費用の賠償を認める下級審判決が多くみられるが、右以外の一般の債務不履行(不法行為を構成しない純然たる契約債務の不履行)につき判例も少なく肯定否定に分かれている(小泉博嗣「債務不履行と弁護士費用の賠償」判タ四五年四七頁、五〇頁五三頁)。

(4) 能見善久・注釈民法(1)六六五頁。

- (15) Trans Trust S.P.R.L. v. Danubian Trading Co. Ltd. [1952] 2 Q.B. 297. Wadsworth v. Lyddall [1981] 1 W.L.R. 598.
- (6) 「走の商品または一定の証券を一定期間内に所定の種類で相当分かに買ふべきの権利」。〔英米商事法辞典「オックスフォード」〕 6 項、加藤新太郎判事執筆)
- (7) 売主の所在地の金融市場において金融業を営んでいる金融機関の直接の債務を伴う信用状。(英米商事法辞典「confirmed credit」) の項、神崎克郎教授執筆)

(8) 宣言的判決 (declaratory judgement) 当事者の権利、あることは法律関係についての裁判所の判断を宣言するのみの判決であり、執行命令を含まない。我が国の確認判決に相当する。イギリスで一八五〇年に採用された。要件は当事者間に現実かつ実質的な権利または法律関係についての紛争があること。宣言的判決をするか否かは裁判所の裁量に任される。(英米商事法辞典「declaratory judgement」) の項、田尾桃一・千葉地裁所長執筆)

- (9) Wallis v. Smith, 21 Ch. D. 243.

- (10) Trans Trust case [1952] 2 Q.B. 300, 301~302. Trans Trust case [1952] 1 K.B. 288.

(11) イギリスの動産売買法五〇条に、買主が物品の受領ないしに支払を不法に怠るか又は拒絶した場合には、売主が受領不履行に関する損害賠償請求の訴訟を提起でき (1項)、その額は買主の契約違反より通常直接かつ自然的に生ずるものと推定される損失であり (11項)、もし市場があれば契約価格と市場価格または時価との差額と推定される (11項)。(岩崎一生・英國動産売買法一七四頁(天理時報社・昭和三六年))

(12) イギリスでロモンロー上契約に定めがなじ限り、金銭債務の履行遅滞だけでは利息が一般損害 (general damages) として請求できなかつた。制定法が裁判所に利息の裁定権を認め (一九八一年の最高裁判所法三五条A第三項)、判決前に一定の金額が払われた場合の利息の裁定が認められたが、回復訴訟が開始する前と支払われた場合の利息の裁定が許されなか (A.S. Burrows, Remedies for Torts and Breach of Contract, p. 87~88, 1987)。

- (13) London, Chatham and Dover Railway Co. v. South Eastern Railway Co. [1893] A.C. 429.

(14) 「れどもアーノンカ普通裁判官は「つかほる点はあらへん」だ細論を出さる要だらう。信用貸付は金銭を扱ふ異なり金銭支払に関して存する特別ルールに従ねばならぬだらう」 ([1952] 2 Q.B. 306)。

(15) 英米で契約違反 (breach of contract) の態様は二つある。履行遅滞 (failure to perform)、履行拒絶 (renunciation, re-

金錢債務の履行遅滞と特別損害賠償

pudication)、債務者の行為による履行不能 (impossibility created by one party) である。日本での債務不履行を英米では契約違反の問題として論じる。不完全履行を一つの違反の態様として問題とせず、他方履行期前の拒絶を一つの契約違反の態様するのが特色である。この履行期前の拒絶と、債務者の行為による履行不能を合わせて履行期前の違反 (constructive, or anticipatory breach) である。この履行不能の場合には相手方は履行期の到来をまたず直ちに契約を解除し、損害賠償を求めることがやむを得ない。履行遅滞（債務不履と訳す人もいる）が最も普通の契約違反で（債務者が履行期に可能な履行をしない）、損害賠償を請求する。履行拒絶（自己に債務を履行する意思のないことを言葉ないし行為によって履行期到来前に表明する）は、履行期到来をまたずして契約を解除してただちに損害賠償を請求できる。債務者の責に帰すべき履行不能（債務者側の帰責事由に基てか自己の負担する債務の履行を不能ならしめる場合）は、履行期前であっても直ちに損害賠償を求めることがである。救済方法は、債務の内容自体の給付を命ずる判決を求めることができるのは金錢債務 (debt) に限られ、その他の債務について原則として損害賠償 (damages) を、金錢賠償によって債権者を契約内容が実現されたと同様の地位に立つことが可能な限り訴求である。例外的に損害賠償だけでは債権者に充分な救済とならない場合に特定履行 (specific performance) や差し命令 (injunction) を求められる。なお、損害賠償を請求する代わりに解除権者に提供労務相当金額返還請求権 (quantum meruit) や受領金返還請求権 (action for money had and received) が認められる（森達・英米契約法要説一六一～一七一頁）。

損害賠償の範囲は、いう説明される。契約違反において与えられる損害賠償は現実に生じた損害のうち契約締結時に、違反の結果生ずるであろうと合理的に予見した (reasonably foreseeable) 部分だけである。何が契約時に予見したかは、締結時に両当事者、少なくとものやに違反をおかず側が有していた知識 (knowledge) によつて決まる。知識に二種類ある。第一は当事者が有していたと「みなされる知識」である。すべての人は合理人として「事物の通常の成行」を知っているものとみなされ、その通常の成行において契約違反から結果しそうな損失は何であるかを知つてゐるものとみなされる（一般的の損害 general damage）。第二は「現実の知識」 (actual knowledge) である。ある契約違反が通常の場合よりも大きな損害をもたらすやうな特別の事情を知つてゐる場合、被却だめられた大きな損失は（特別損害 special damage）。第一と第二が、各々ハムン準則の第一部分と第二部分に相当する (Hadley v. Baxendale (1854) 9 Ex. 341, Victoria Laundry (Windsor) Ltd. v. Newman Industries, Ltd. [1949] 2 K.B. 528, 539 by Asquith L.J.)。

- 平井宜雄・損害賠償法の理論――十六頁～二十九頁、望月礼二郎・英米法（現代法律学全集5）四一～四三頁、砂田卓一＝新井正男・英米法原理一四七～一四八頁、森達・英米契約法要説一七五～一七七頁、柴崎一生・英國動産売買法一七四～一七八頁、フィリップ・G・シルバーマン（矢頭敏也訳）・イギリス法（下）私法八〇～八一頁、A.S. Burrows, Remedies for Torts and Breach of Contract, p. 43, 1987, A.G. Guest, Anson's Law of Contract, 26th, p. 496～498, 1986, Lawson, Remedies of English Law, 2nd ed., p. 75～77, 1980。
- (16) 保有権 (tenant) = 他人の所有に属する土地を保有する者の権利。（英米商事法辞典「ナンシ」の項、波谷光子元立教大教授執筆）俗に土地・家屋を占有や農業の目的に借りる人のこと (Osborn's Concise Law Dictionary 7th, 1983)。
- (17) Wadsworth v. Lydall [1981] 1 W.L.R. 598. では第一審スミス裁判官が「損害賠償」を裁定したが遠ずあらゆる理由で特別損害賠償の二つの項目は認めなかつたと記されている（同判例の五九八頁の下から二行目より下から一〇行目まで）。本文（六〇一頁下から二一行目より下から一五行目まで）に原告の請求する金額内容が、差額二千八百ポンド、組合会計に基づく差額二四六ポンド三三三シリング、それにG氏（ガスコワース氏）に購入代金債務の履行遅滞として支払う利息三三三五ポンド、第二譲渡抵当権設定の法定費用一六ポンド三三三シリングとあり、それについて原告の請求が認容された部分の説明がつづく。解散の合意の条項により原告が一万ポンド請求である（但し七千一百ポンドが支払済）と（原告が勝訴した）。もしそうならスマス裁判官が認容した内容は一定額の金銭を請求できることである。これを「損害賠償」を裁定したと表現するのは混乱をまねくのではないだろうか。別の判例集 Wadsworth v. Lydall [1981] 2 All ER 401 (C.A.) では（同判例の四〇一頁中）、「裁判官は被告が原告に一千八百ポンドの債務を負うと認定し、利息と法定費用の請求は棄却した」と記されている。本文（四〇三頁下から六行目）では、原告が勝訴したのは解散合意の条項によつて原告が一万ポンド受領であると認定された点である、と記されている。「一定額の金銭債務を負うか、一定額の金銭を受領できると認定されている」と記されている。
- (18) 事件の概要是上告人が被上告人に共同交通合意の下で支払われるべき金銭の計算を求めて訴えた。公仲裁人の前で計算が調べられ、多額の金銭支払が被上告人に支払うべき旨認定された。そのため Lord Tenterden's Act を適用し利息三万六千ポンドもそこに含まれた。本法の利息回復要件が、書証を用いた特定時に支払われるべき金銭債務か一定額の金銭であるなどだった。控訴裁判所と貴族院で請求が要件を充たさないと判断され、上告人が代替的救済として損害賠償である利息を請求した。ハーチュル卿大法官が述べ ([1893] A.C. 429, 437)。「上告人は Lord Tenterden's Act の下で利息請求が認められるとしている。

被上告人の金銭債務の不法な履行遅延 (wrongful detention) や損害賠償としての利息が認められるべきだ。本音をいえば私は賛成だ。履行遅滞のためロード・テンデンスの訴訟は依據があるのなんじめた場合、金銭の不法な保持者が金銭の利用を享受する利益をもつては正義に反する。利用する資格を有する当事者が金銭を占有すべきである。……しかし先例を考慮して下級裁判所に回調して私はその結論をもつた。アーネスト・初版はざわらかに結論の見解が表明された。

Lord Tenterden's Act (3&4 Wm. 4, c. 42, S. 28). "That upon all debts or sums certain, payable at a certain time or otherwise, the jury on the trial of any issue, or on any inquisition of damages, may, if they shall think fit, allow interest to the creditor at a rate not exceeding the current rate of interest from the time when such debts or sums certain were payable, if such debts or sums certain be payable by virtue of some written instrument at a certain time, or if payable otherwise, then from the time when demand of payment shall have been made in writing, so as such demand shall give notice to the debtor that interest will be claimed from the date of such demand until the term of payment; provided that interest shall be payable in all cases in which it is now payable by law."

(19) 損害の疎遠性に関する貴族院は、契約責任の場合が不法行為責任の場合よりかなり高い程度の蓋然性をもつて予見された損害だけが賠償の対象となりうるという (The Heron II, Koufos v. Czarnikow, Ltd., [1969] 1 A.C. 350)。その後 H. Parsons ケースで控訴院もまた疎遠性の基準が、賠償されるべき損害が、かなり高い程度の蓋然性をもつて予見されたかといふかではと裁定するにあたって、不法行為におけると同様に契約において、その損害が当然予見されえなかつたとしてもそれは遠すぎぬものとは考へられない、と判断した。本件 (H. Parsons ケース) の事実は被告の過失により、原告の豚がカビのはえた木の実を食べそのため豚はめずらしく予見しえない病気になり、それで死んでしまった、ふつうのやつであった。かような食べ物は、動物を病気にするであらうとするならば、かなり高い程度の蓋然性をもつてゐたから、被告にはその損害につき責任があると判示された (砂田卓士=新井正男・英米法原理一四八頁)。

(20) Boisonade, Projet de code civil pour l'Empire du Japon, t. 2, 2^ed., 1883, p. 334.

(21) 能見善久・注釈民法(第2次改訂)大二〇頁 (目一九条の説明)。

(22) 能見善久・注釈民法(第2次改訂)六六四頁。

(23) 阿部徹・基本法ロハシタール「債権総論五九頁」日本評論新社。

- (24) 山中康雄・債権総則講義一〇二頁、石田文次郎・債権総論四四頁、東孝行「弁護士費用の賠償」判タニ八一号五九頁、篠塚昭次・注釈民法(2)(新書判)四九頁、奥田昌道・債権総論(2)五〇頁、前田達明・口述債権総論一九三頁。
- (25) 平井宣雄・債権総論七五頁、能見善久「金銭債務の不履行について」加藤一郎編・民法学の歴史と課題一九一頁以下、二二六頁。
- (26) 沢井裕・債権総論〔増訂版〕三六頁。なお以上の分類方法は阿部徹・基本法コンメンタル債権総則によつた(五九頁)。
- (27) 前田達明・口述債権総論一九二頁。
- (28) 前田達明・前掲書一九二頁。

(一九八九・一一・六)